

第1 事業概要

有明アリーナ（以下「本施設」という。）が、国際大会などの質の高いスポーツ観戦機会を提供してスポーツムーブメントを創出するとともに、コンサート等のイベント開催による文化の発信により、東京の新たなスポーツ・文化の拠点となるよう、東京都は有明アリーナ管理運営事業を、民間と行政とのパートナーシップの下で効率的・効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業として実施する。

1 事業内容

(1) 準備期間

公共施設等運営権実施契約締結日から本施設引渡し日の前日まで

- ① 統括管理業務
- ② 開業準備業務

(2) 維持管理期間

本施設引渡し日から運営開始予定日の前日まで

- ① 統括管理業務
- ② 開業準備業務

なお、維持管理期間の維持管理業務については、運営権者と都の間で必要な協議・契約手続を経た上、別途年度毎に締結する。維持管理業務に係る費用は当該別契約に基づき、都が運営権者へ支払うものとし、運営権者は都が示す業務内容（仕様書等）に従い、業務を実施する。

(3) 運営期間

運営開始予定日から運営権の存続期間終了日まで

- ① 統括管理業務
- ② 運営業務
- ③ 維持管理業務

業務に当たっては、効率的な運営、創意工夫、積極的なプロモーション活動等により、収益性の確保に努める。

2 運営権者

株式会社東京有明アリーナ

第2 令和元年度の事業実績

1 対象となる事業期間

実施契約締結日（令和元年7月30日）から令和2年3月31日まで

2 運営権者の業務の主な実施状況

準備期間及び維持管理期間に該当するため、統括管理業務及び開業準備業務を実施

(1) 統括管理業務

① マネジメント業務

- ・実施契約の締結後、速やかに統括管理責任者をはじめ各業務の業務責任者及び業務担当者を設置し、業務全体を一元的に管理できる業務実施体制を構築した。
- ・本施設に追加的に設備等を整備するための投資計画に関する検討を行った。

② 総務・経理業務

- ・文書等を適切に整理、保存、管理できるよう、文書管理規則を策定した。

③ 事業評価業務

- ・セルフモニタリングの実施体制を検討、構築するとともに、都との協議を経てモニタリング実施計画書を策定した上で、セルフモニタリングを実施した。

(2) 開業準備業務

① 広報・誘致・予約管理業務

- ・本施設のコンセプト、施設概要、アクセス等を記載したホームページを作成し、2019年7月に開設した。
- ・開業後のイベントスケジュール案について都と運営権者で協議を行った。
- ・都との定例会を月1回以上実施し、準備業務全般の協議、調整を行った。
- ・各種のスポーツ競技団体と国内主要大会の誘致に向けて協議を行った。
- ・予約管理システムの構築に向け、システムベンダーと契約し、要件定義の作業を開始した。

② 利用規則の策定業務

- ・施設の利用規則について都と運営権者で協議を行った。

③ その他の業務

- ・エリアマネジメント組織の組織化の準備を進めるために、有明エリアのステークホルダーと情報交換を重ね、検討を行った。

第3 事業評価の実施

運営権者による適正かつ確実なサービスの提供がなされているかをモニタリングにより確認し、評価した。

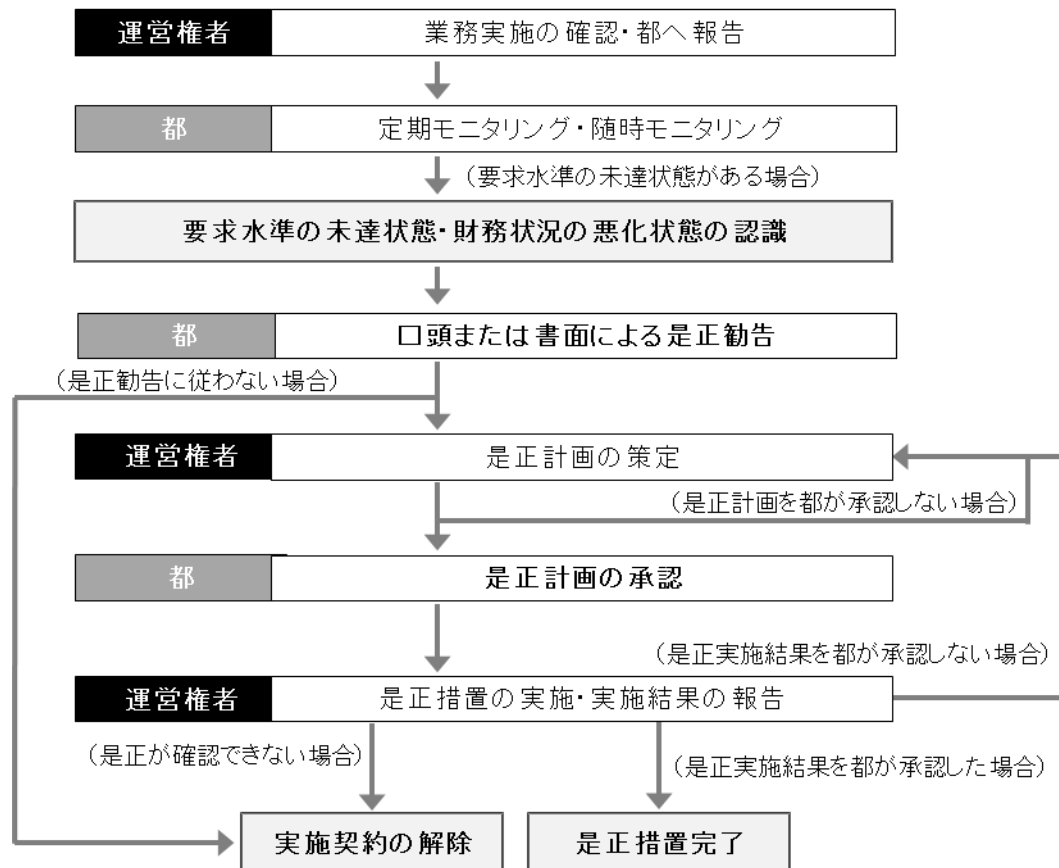
1 根拠

- PFI 法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針
(平成 30 年 10 月 23 日閣議決定)

2 実施手順

- ① 運営権者は都と協議の上、モニタリング実施計画書を作成
- ② 運営権者は業務計画書や実施契約等に従い本事業を履行しているかセルフモニタリングを実施
- ③ 都は運営権者から事前に提出される業務計画書、事後に提出される業務報告書、運営権者によるセルフモニタリングの結果及び財務書類等を基に、都の示した要求水準を満たしているか、財務状況が悪化していないか等、業務実施状況の確認を実施
- ④ 都は、第三者による専門的な見地からの意見を聴くため、法務、会計、PFI／公共施設等運営権方式、スポーツ、文化・エンターテインメントの 5 分野の専門家からなる「有明アリーナ管理運営事業モニタリング委員会」を設置し、業務実施状況について意見を聴取
- ⑤ モニタリング委員会での意見を踏まえて、モニタリング結果を事業評価としてとりまとめ

(モニタリング及び是正措置の流れ)



3 事業評価の結果

(1) 統括管理業務

実施契約締結後速やかに統括管理責任者の設置をはじめとする管理体制が構築され、都をはじめとした関係者との打合せやセルフモニタリングの構築等精力的に行われていると認められる。

(2) 開業準備業務

運営権者のホームページ等の作成や利用規則・利用料金の策定に向けた調整、大会誘致に向けた関係者との協議、その他運営業務の開始に向けた準備等が適切に行われていると認められる。

(3) 財務状況等

施設利用を開始する前の期間であるため、事業者選定時の提案書においても収入は見込んでおらず、費用についても提案書の範囲内に収まっており、貸借対照表、損益計算書等について、財務状況の悪化等の問題は認められない。

リスク管理に関する提案についても、実施契約締結時点において、適切な対応がなされていると認められる。アリーナ需要等の調査を実施するとともに、今後運営業務の開始に向け、保険の付保やマニュアル等の整備を実施予定であり、進捗を確認する必要がある。

(4) 総合評価

準備期間及び維持管理期間における業務の状況としては概ね問題はなく、要求水準等の未達状態や財務状況の悪化、その他問題等は認められず、開業に向けて着実に業務を実施していると認められる。

ただし、新型コロナウイルス感染症の流行及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う本事業への影響について、追加投資計画の発注時期や、各種公演の招致計画や編成内容などについて、今後注視する必要がある。

(参考) 運営権者の財務諸表

貸借対照表

2020年 3月31日 現在

㈱東京有明アリーナ

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,412,957,397	【流動負債】	34,407,001
現金及び預金	1,407,518,155	未払金	26,440,301
前払費用	148,500	未払法人税等	7,354,100
未収消費税	5,290,742	預り金	612,600
【固定資産】	37,997,861	負債の部合計	34,407,001
【有形固定資産】	197,861	純 資 産 の 部	
工具器具備品	279,500	【株主資本】	1,425,658,999
減価償却累計額	△81,639	資本金	1,500,000,000
【投資その他の資産】	37,800,000	利益剰余金	△74,341,001
差入保証金	37,800,000	その他利益剰余金	△74,341,001
【繰延資産】	9,110,742	繰越利益剰余金	△74,341,001
創立費	9,110,742	純資産の部合計	1,425,658,999
資産の部合計	1,460,066,000	負債及び純資産合計	1,460,066,000

損 益 計 算 書

自 2019年 5月14日
至 2020年 3月31日

㈱東京有明アリーナ

(単位： 円)

科 目	金 額	
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		71,737,684
営 業 損 失 金 額		71,737,684
【営業外収益】		
受 取 利 息	10,431	
営 業 外 収 益 合 計		10,431
【営業外費用】		
創 立 費 償 却	1,822,148	
営 業 外 費 用 合 計		1,822,148
経 常 損 失 金 額		73,549,401
税引前当期純損失金額		73,549,401
法人税、住民税及び事業税		791,600
当 期 純 損 失 金 額		74,341,001

キャッシュ・フロー計算書

自 2019年 5月14日
至 2020年 3月31日

間接法

株東京有明アリーナ

(単位 円)

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）金額	-73,549,401
減価償却費	1,903,787
受取利息及び受取配当金	-10,431
その他資産の増加（減少）額	-43,239,242
その他負債の減少（増加）額	33,615,401
小計	-81,279,886
利息及び配当金の受取額	10,431
法人税等の支払額	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	-81,269,455
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-279,500
その他投資活動による支出	-10,932,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	-11,212,390
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,500,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,500,000,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	1,407,518,155
VI 現金及び現金同等物の期首残高	0
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,407,518,155

監査報告書

当監査役会は、令和元年5月14日から令和2年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社東京有明アリーナ 監査役会

常勤監査役 飯田 尚一 (印)

監査役 蜂谷 吉成 (印)

監査役 岸田 篤樹 (印)